

ある清末外交官の日本語研究 —黄遵憲の『日本国志』を中心に—

劉 建雲

はじめに

明の時代に倭寇対策上、中国人による日本及び日本語の研究はそれまでにない深まりを見せ、その精華を後世に遺したが、清代に入ってから鎖国政策が取られたため、その気運は火の消えた如くに衰え、明治の開国によって清朝が東京に公使館を設ける(1872)までのほぼ二世紀半の長い間、日本に関する注目すべき専著の編刊を見ることはほとんどないという状態であった。

明代に積み重ねてきた日本及び日本語の研究業績は、当時の印刷・出版や流通の遅れもあって、どれほど後世の研究に影響を与え得たかは疑問であるが、清代の支配階級は依然として「天朝」を以て自任し、周辺の隣国を「番」・「夷」と見下し、あえて知ろうともしなかった。

そのような時代の雰囲気の中、日本語の研究はもとより、日本研究の著作も極めて少なかった。日中の研究者がしばしば対象に取り上げてきた『吾妻鏡補』は、著者が日中の関係文献百九十二種を博搜参勘して、営々前後七年を費やして完成した日本紹介の大著であるが、日本語彙を収録している「国語解」も他書からの転載であったという⁽¹⁾。中国人による日本及び日本語研究が新たな展開を見せたのは、明治になって日中両国のあいだに通商条約(1871)が結ばれ、公使の交換が行われてからのことである。甲午中日戦争(日清戦争)後多くの留学生が日本に来るようになるまでの間、それは主として駐日公使館の人々によって行われた。その中でも、初代公使何如璋の随員として来日していた黄遵憲の研究は、質量共に最高という評価を日中双方の学界から得てきた。黄遵憲の日本研究と言え、まず著名な『日本国志』(光緒十三年[1887])と『日本雑事詩』(光緒五年[1879])の二書が挙げられる。二書についての研究は、中日両国共に数多くの成果を見ることができ、一般論的なものや、日本観・日本研究の視点からなされたものが圧倒的に多く、著者の日本語研究・日本語認識に論及したものは、実藤恵秀氏の「支那人の見たる日本語」⁽²⁾と嚴安生氏の「黄遵憲と日語」⁽³⁾ぐらいしかない。前者は『日本雑事詩』に出た著者の日本語彙への関心に注目し、後者は『日本国志』にある著者の日本語をとらえる時の文化的な視野を高く評価している。

黄遵憲の日本語研究はそれまでの単語集のようなものと違って、歴史と現況から全般的に日本語をとらえているところに特徴が見られる。外国語習得には避けて通れない語彙の問題にも興味を示しているが、前掲の実藤氏の論文に取り上げられた『日本雑事詩』の中の「末知(マチ)散歩」以外、単語に関するまとまった記録は残していない。

本稿は両氏の研究を踏まえつつ、黄遵憲の日本研究書の主要な一つである『日本国志』（以下『国志』と略す）を中心に彼の日本語史研究の内容を分析し、更に日本語の現況に対する認識を検討して、それが彼のいかなる問題意識を背景とするものであり、またその成果が中国人の日本語研究史上においてどのような意味を持つものであったかを考察したい。

一、黄遵憲の日本語史研究とその出典

清末までの中国人の日本研究書には、専ら日本語を取り上げたというものはなかった。すべて日本全般の研究書に「寄語」とか「方言」という一欄を設けてそれに折り込まれている。黄遵憲の場合も同じである。日本語に関する論述は『国志』の卷三十三「學術志二」の「文学」（目次は「文字」となっている）に入っている。同じようなものは『日本雜事詩』にも詩と注の形で若干入っているが、内容はほぼ同一のものであるため、紙幅の関係上敢えてそれを本研究の対象から除外し、必要な部分のみ参照することにした⁽⁴⁾。

黄遵憲の日本語研究は概ね日本語の歴史についての研究と日本語の現況についての認識の二つの部分に分けられる。日本語の歴史についての論述は、古代文字の有無や漢籍の伝来と漢語の習得、仮名文字の誕生及び仮名と梵語との関係等の諸方面に及び、言わば文字史が中心となっている。以下そのそれぞれの問題についての黄遵憲の研究と見解を見てみよう。

1. 古代文字の有無について

古代文字は日本の古代に固有の文字のことで、「神代文字」ともいわれる。これが実際あったかどうかをめぐっては、近世の国学界でさまざまに議論されてきたが、明治初期日本にきた黄遵憲は、この議論に注目し紹介している。

即ち、日本の古代文字は、あるという人もいれないという人もいて、言い方がさまざまであるが、『古語拾遺』（斎部広成著、807）や大江匡房の『筐崎記』（正しくは『筥崎宮記』であるべき。平安後期の作）によれば、漢籍が伝わってくる前には日本に文字はなかった。世に伝わる肥人の書や薩人の書のような、「形体をつくって事を記す」ものもあったが、「皆考証不可能」である。近世に至って、神道の学説を唱える者（『日本雜事詩』の中で平田篤胤となっている）は、鎌倉八幡寺⁽⁵⁾等の額を根拠として神代文字の存在説を持ち上げているが、その根拠とされる「額」は、僅かに文字の形を備えているだけであり、およそ上古の国造がそれぞれ意味するところによって作り、古来の結縄の代わりに用いたのであろう。古代文字について黄は以上のように述べている。

平田篤胤は当時もっとも積極的に神代文字の存在を主張した人物で、『神字日文伝』（1819）という書を著しているが、古代文字の有無を論ずる者がまずそれに注目したのは当然である。しかし、自らの異なる観点を堅持しながらも正面からその説を否定しなかったことから、神代文字の議論に

終止符を打った伴信友の存在を黄は知らなかったことが推定できる。何故なら、伴信友はその著『仮字本末』(1850)の中で、『神字日文伝』が最も信頼し推奨した「日文」は朝鮮のハングルによった後世の作為であることを、すでに実証的方法を以て証明していたからである。もし、この『仮字本末』を知っていたら、黄は別の書き方をしたはずである。黄遵憲が日本に渡ったのは1877年11月で、それより二十数年前に刊行されたばかりの『仮字本末』のこの議論における影響は、通常の想定では『神字日文伝』より大きかったであろうに、日本に四年以上も滞在した黄遵憲がそれを知らなかったのは、平田が国学者・神道学者として伴より有名であり、権威であったからであろう。

ところで、「書が皆同文となり、文がよく事を記す(書皆同文、文能記事)」ようになったのは漢籍が東に伝わり、その機能を知ってからのことだと黄遵憲は指摘している。

2. 漢籍の伝来

漢籍の伝来について、黄遵憲はその『国志』巻三十二「學術志一・漢学」の中で、本論文122ページ【表1】の①-(a)の如く記している。即ち、応神年間、最初は百済から来た阿直岐が太子に漢学の知識を教えたが、まもなく王仁が論語・千字文等の漢籍を百済から請来し、継体年間、五経博士段揚爾・漢安茂⁽⁶⁾がまた相次いで渡来して五経を伝えるようになったのである。

王仁などがもたらした漢籍を、帝がまず太子に教えさせたが、当時の教え方としては、黄は「国史案」⁽⁷⁾を引いて【表1】の①-(b)のように述べている。つまり、最初に漢文を教えたときは、草木を教えれば草木を指し禽獸を教えれば禽獸をさすというふうに、すべてみな実物を指して名を教えた。しかし、形のある物はすべて指示して通るが、「助語虚詞」の場合は形がなく、その上日本語は漢文と違って、すべて実字(この時代の使い方では体言を指すと考えられる)が前に、虚字(「実字」に対して用言や助詞、助動詞等を指す)が後になっているから、さぞ大変であったろうと当時の漢文習得の難しさに触れている。しかし、「漢籍が伝わって来てから、僅か十余年で、皇子稚郎子が高麗王の上表を読み、その無礼なることを怒ってその表を破ったということから、すでに文章が読めるようになったことがわかる。その後、博士の段揚爾・漢安茂等が相次いで渡来し、百余年伝授し、履中四年に至って諸国に国史を置き、時事を記さしめることになったのは、これ又漢字を使って文章が作れるようになったということである。さらに二百年が経って推古帝(593~628)の時、遂に隋に使者を遣わすようになり、それ以降の隋唐に贈る文章を見ればいずれも優れていた。」と、漢文が日本に伝わって来てから、日本人がそれを如何に学び使いこなせるようになったかを論じている。

【表1】の①と②の下線部を見れば、漢籍の伝来に関する記述は、概ね新井白石(1657~1725)の『同文通考』⁽⁸⁾に依っているのが推定できる。ただ、「時阿直岐自百済来、帝使教太子菟道稚郎子以經典(その時阿直岐が百済から来日し、帝は太子菟道稚郎子に經典を教えさせた)」や「至継体七年、百済又遣五経博士段揚爾、十年復遣漢安茂(継体七年に至って、百済は又五経博士段揚

【表1】漢籍の伝来について

①黄遵憲の研究	②『同文通考』	③『日本書紀』
<p>(a)日本之習漢学、蓋自応神時始。時阿直岐自百濟来、帝使教太子菟道稚郎子以經典。十五年又徵博士王仁。帝謂阿直岐曰、汝国有愈於汝者乎。曰有王仁者、邦之秀也。遂徵王仁。仁始齋論語十卷千文一卷而來。〔注略〕至繼體七年、百濟又遣五經博士段揚爾、十年復遣漢安茂、於是始伝五經。(卷三十二「學術志一・漢学」)</p> <p>(b)自王仁齋論語千文来、帝使教太子。以言語殊異、甫立文字。各指示実物以教之。如教草木則指草木、教禽獸則指禽獸。一切有形之物、皆指喩而後能通。然後教之以音、教之以義、教之以訓。蓋其難矣。然當時文字祇此一種。漢籍之来、僅十余年、高麗王上表、表文不遜、皇子稚郎子讀而怒裂之、即能通文義矣。爾後博士段揚爾・漢安茂等接踵而來、伝授百余年、至履中四年、遂置国史於諸国、以記時事、於是又能作文字矣。又二百年、為推古帝、遂遣使於隋、自通使隋唐、表奏章疏皆工文章。</p>	<p>カノ文字ノ我朝ニ来リシ始ハ十六代ノ帝応神天皇十五年百濟国ニ詔シテ彼国ノ博士王仁トイフモノヲメサレシニ同キ十六年王仁マウデ来リヌ皇太子菟道稚郎子コレヲ師トシ給ヒ諸ノ典籍ヲ学ビ給ヒテ通シ給ハズトイフ事ナカリシヨシ日本書紀ニ見エ古事記ニハ王仁ガ来リシ時論語十卷千字文一卷ヲ献リシヨシシルセリコレ彼国ノ文字我国ニ来リシ始ナリトハイフ也(卷之二「真字」)</p> <p>日本書紀ヲ按スルニ応神天皇ノ十六年百濟ノ博士王仁トイヒシモノ来レルニ皇太子コレヲ師トシ諸ノ典籍ヲ学ビ給ヒテ通シ給ハズトイフ事ナシ同キ二十八年ニ高麗ノ王使ヲ奉リシニ皇太子ソノ表ヲ讀ンデ其体ノ無礼ナルヲ怒リ給ヒ彼使ヲセメテ其表ヲ破ラセ給ヒシヨシミエタリ又十八代ノ帝履中天皇ノ御宇四年ノ秋始テ諸国ニ国史ヲカレテ事ヲシルシテ四方ノ志ヲ達セシメラルトモミエタリ我国ノ人漢字ヲサトシ知ル事ヲ得ザランニハイカデ彼表ノ無礼ヲモシロシメシ又国史ヲ置テ事ヲ記サル、事ノカナフベキ又宋書南史等ヲ按スルニ二十二代ノ帝雄略天皇ノ御宇彼国ニ使人ヲ通ジ給ヒテ信書ヲ贈ラセ給ヒシ事見エタリ</p> <p>〔中略〕彼国ノ史ニ載シ所ノ吾朝ノ国書ヲ見ルニ彼国ノ人ノ文字ニモ劣ルベカラス(中略)彼是ヲ通ジ考ルニ吾国人漢字ヲ学ブコトハ得タレトモ三十四代ノ帝ノ御時マデスナハチ推古帝也三百歳ガホド其意ヲ得ザリシヨシ兼俱宿禰ノイヒシコトモットモ無稽ノ言也トイヒツベシ(卷之二「真字」)</p> <p>繼體天皇ノ七年百濟ヨリ五經ヲ奉リ(卷之二「神代文字」)</p>	<p>応神15年8月：百濟王遣阿直岐貢良馬二匹。〔中略〕阿直岐亦能讀經典。即太子菟道稚郎子師焉。於是、天皇問阿直岐曰、如勝汝博士亦有耶。対曰有王仁者是秀也。時遣上毛野君祖、荒田別・巫別於百濟、仍徵王仁也。〔中略〕十六年春二月、王仁来之。則太子菟道稚郎子師之。習諸典籍於王仁、莫不通達。(卷十 PP.371-373)</p> <p>応神28年：高麗王遣使朝貢。因以上表。其表曰、高麗王教日本国也。時太子菟道稚郎子讀其表、怒之責高麗之使、以表状無礼、則破其表。(卷十 P.377)</p> <p>繼體7年：百濟遣姐彌文貴將軍〔中略〕貢五經博士段揚爾。(卷十七 P.29)</p> <p>同11年：別貢五經博士漢高安茂、請代博士段揚爾。(卷十七 P.35)</p> <p>履中4年：始之於諸国置国史。記言事達四方志。(卷十二 P.427)</p>

注：①黄の研究については、出所を記しなかった部分は『国志』卷三十三「學術志二・文学」よりの引用。句読点を付けたのは筆者。以下同様。

②原文の中の割注は半角字で示した。以下同様。

爾を遣わし、十年更に漢安茂を遣わした)」という字句は『同文通考』に見えないので、著者が同書に依拠しているながら、それを手掛かりにして出典の『日本書紀』⁽⁹⁾ (【表1】の③参照)にも当たったことが考えられる。和文体の『同文通考』より、漢文体の『日本書紀』のほうが黄にはずっと判読しやすかったと思われるからである。

『同文通考』は文字に関する近世の名著の一つであり、同じく白石の著『東音譜』と合わせて、その「客観的な根拠に基づく詳細な考証の態度は、国語研究の歴史に一つの時期を画するもの」⁽¹⁰⁾ だというほど高く評価されたものである。周知の如く、新井白石は博学の士で、国語学だけでなく、その学問の幅は国史学や地理学などにもわたっている。黄遵憲は『国志』を著すとき、彼の文集を参考にしたと思われる⁽¹¹⁾。

ところで、数百年をかけてようやく使いこなせるようになった漢語は、「言語と文字が一致しない(語言文字不相比附)」ということによって官府にしか行われず、庶民にとっては非常に不便なものであった。黄遵憲はこの事実を通して、後の仮名文字誕生の必然性を説明しようとしている。

3. 日本文字の誕生

日本文字の誕生に関しては、黄遵憲はまず天武の「新字」を本論文124・125ページ【表2】の①-①(a)のように紹介している。

即ち、天武時代に日本では「新字」四十四卷を作ったが、「その体は梵字に似ていた。思うに当時は仏教が盛んな時期であり、仏教徒達が梵語を借りて国の音を記したのであろうと推測し、新字が伝わらなかったのは「概ね用いるのに不便だから廃したのであろう(蓋以不便於用而廢之也)」と黄遵憲は指摘している。

この天武の「新字」も最初は『日本書紀』に見える。しかし、黄遵憲の「新字」に関する記述は【表2】の③-①(a)の如く、新井白石の『同文通考』に基づいていることが考えられる。ただし、興味深いことは、彼が『同文通考』に見えない「新字」の伝わらなかった原因を「不便於用而廢之」に帰するところである。ここからも、後述する彼の文字論は、それを用いるのに便か不便かに視点を置いているのがわかる。

新字に次いで、片仮名といろはの由来が【表2】の①-①(b)と(c)のように記されている。つまり、仮名は吉備真備が最初に作ったとして片仮名とその由来の漢字を示し、さらに空海が平仮名を造り、それが今のいろはだとしている。その上で、仮名文字は四十七しかなく、一字に一音があるが、意味がないこと、必ず幾つかの字を繋いで初めて語になり、すべての語がこの四十七音に包摂されること、点画は簡単で習い覚えるのにやさしいことなどが説明されており、仮名文字の便利さを評価している。ただ残念なことに、片仮名を一字一字紹介しているのに、より広く通用している平仮名が同じように紹介されていない。

黄遵憲の仮名文字研究は、いろは四十七文字の他、五十音図にも及ぼしている。五十音図(片仮

【表2】日本文字の由来について

①黄遵憲の研究	②『秋苑日涉』
<p>(a) 【新字】天武之世、嘗造新字四十四卷、其体如梵書、蓋仏教盛行、其徒借梵語以伝国音、創為新体、然此書不伝、蓋以不便於用而廢之也。</p>	
<p>(b) 【片仮名】其後遣唐学生吉備朝臣真備始作假名。靈龜二年、真備從遣唐使多治比真人県守遊唐、歷十八年、為天平五年乃帰、賜姓為吉備朝臣。真備在唐請從諸儒授經、詔四門助教趙元默即鴻臚寺為師。獻大幅布為贖、所得之物悉質書以歸。名即字也。周礼外史掌達書名於四方注曰、古日名今日字、蓋名蓋本於此。取字之偏旁以假其音、故謂之片假名。片之言偏也。伊為イ、呂為ロ、波為ハ、仁為ニ、保為ホ、邊為ヘ、止為ト、知為チ、利為リ、奴為ヌ、留為ル、遠為ヲ、和為ワ、加為カ、與為ヨ、…</p> <p>(c) 【平仮名】僧空海又就草書作平假名、即今之伊呂波是也。其字全本於草書、以假其音、故謂之平假名。平之言全也。麁中鈔以為、上半截空海所作、下半截觀護命所作。然頓阿高野日記三東密要並以為空海所作。又出雲神門郡塩治神門寺有空海真迹伊呂波。則為空海之作明矣。</p>	<p>【五十音図】本邦音韻有五十母字。相伝為吉備朝臣真備。從遣唐使留学。從王化言所定。扨唐書。則吉備朝臣所師乃趙玄默。而非王化言也。統日本紀曰。靈龜二年八月。下遣朝臣真備。從遣唐使多治比真人県守等。遊唐。留学十八年。天平五年帰。賜姓吉備朝臣。天平勝宝4年。為遣唐副使。〔中略〕請從諸儒授經。詔四門助教趙玄默即鴻臚寺為師。〔中略〕豈以化言精於音韻。特受其伝乎。新旧唐書並無所見。其詳不可得而稽焉。要之非妙通于七音之学者。不能作茲譜矣。其字皆一字一音謂之假名。名即字也。周礼。外史掌達書名於四方注曰。古日名今日字。</p> <p>【片仮名】假名有真草。真者。相伝為吉備朝臣所製。取字偏旁以假其音。故謂之片假名。片之言偏也。</p>
<p>(d) 【五十音図】五十母字相伝為吉備真備從遣唐使留学、其師王化言所定。扨唐書、吉備所師為四門助教趙元默、豈以化言精於音韻、特受其伝歟。新旧唐書無所見、其詳不可考。或謂出於悉曇伝教空海二僧、亦從遣唐使留学、当唐貞元年間、並受悉曇學於梵僧、故其徒相伝授以至於今日云。</p>	<p>【平仮名】草者僧空海所製。就五十母字。除重出者。填為国風詩。今之伊路發四十七字是也。麁中鈔以為上半截。空海所作。下半截觀護命所作。然頓阿高野日記。三東密要。並為空海所作。又出雲神門郡塩治神門寺。有空海真蹟伊路發。則為空海之作明矣。其字全本於草書。以假其音。故謂之平假名。平之言全也。然伊路發之作。唯便兒童之記誦耳。於音韻無所取也。</p> <p>(卷之二「国音五十母字」)</p>

注：【 】による項目分けは筆者。

③ 『同文通考』	④ 『以呂波声母伝』
<p>(a) 【新字】 四十代ノ帝天武天皇白鳳十一年春三月境部連石積等ニ詔シテ更ニ肇テ新字一部四十四卷ヲ造シメラル (日本書紀二) 兼方宿禰ノ説ニ私記ヲ引テ此書今図書寮ニアリ其字体スコブル梵字ニ似タリ其字義ノ准拠スル所ハイマダ詳ナラザルヨシ見エタリ (親日本紀) (卷之二「新字」)</p>	
<p>【片仮名】 片假字一ツニハ大和假名トモイヘリ吉備大臣ノ始テ製ラレシヨシト部ノ兼俱ノ説ニ見エタリ (神代卷抄) [中略] 其字ノ体ハ大略ハ梵字体文ノ半体ニ倣ヒテ漢字ノ偏旁ヲワカチトリ或ハ其声或ハ其訓ヲ假用ヒシ字ナレバ片假名トハ名ツケシナルベシ [中略] 其証ニハ以呂波声母伝ニ曰 (此書ハ官家芝山宰相職ノ秘本也) 孝謙天皇ノ御宇吉備大臣入唐シテ (是フカタビノ入唐ノ日) <u>王化玄</u>トイフ人ニ逢テ日本ノ語ヲツフサニ語り給ヘハ王化玄ソレヲ音ニナラシテアイウエオカキケコ等ノ相通ヲタテテ吉備大臣ニ伝フ安以宇ノ類ナルヲ大臣我国ニ帰テ後或ハ偏ヲ取り或ハ旁ヲ取テ略字ニ書ナシ是ヲカタカナト云 [中略] <u>王化玄</u>ガ古事ハ委ク類聚国史ニ見ヘタリ (卷之三「片假字」)</p> <p>【伊呂波】 又四十七字ハトモ倭歌ノ詞也護命法師讀初シヨ弘法大師ツギテヨミ終ラレシトモイフ也 (簾中抄ニ見ユイロハニホトチリヌルヲト云十一字讀命ノヨミシニ是ヨリ下ハ大師ノツギシ所ナリト云ナリ) [中略] 東寺第一ノ秘記ニ東宝記東門記東葉記此三部ヲ真言家ニテ三東秘密記トテ甚秘スル事也コレヲ合シテ三東密要トテ二卷アリソレニモ弘法一人ノ撰トストミエタリ (……問者和字大觀抄ヲ見ルニ頓阿ノ高野日記ヲ引テ日頓阿高野山ニホリ綱元入道ノ庵ニ宿トセラレシタヘ海象トイヘルビジリノ云ケルハ大師此山ヲ開カセ玉ヒテ堂ヲサセラレケルニ木ノ道ノ工ミ文字ノ事ヲシラネバシルシアハスベキコトハリモナシトテ伊呂波ノ四十八字ヲ教ハサセ給ヒシヨリ末ノ世ノ人ノ助ケニモ成リヌト聞エ侍ルトナンミヘタリ此説信ナルニ近シ其ハシメカクモアリヌベシ) (卷之三「以呂波」)</p>	<p>【片仮名】 此以呂波ハ古ヘ孝謙天皇ノ御宇吉備大臣入唐シテ王化玄ト云人ニ遇テ日本ノ語ヲツフサニ語り玉ヘハ<u>王化玄</u>ソレヲ音ニナラシテアイウエオカキケコ等ノ相通ヲタテテ吉備大臣ニ伝フ安以宇ノ類ナルヲ大臣我国ニ帰テ後或ハ扁を取或ハ旁ヲ取テ畧字ニ書ナシ是ヲカタカナト云カタハ片ト云意ナリ [中略] <u>王化玄</u>カ古事ハ委ク類聚国史ニ見エタリ (上)</p> <p>【伊呂波】 尔ノ後嵯峨天皇ノ御宇弘法大師勅ヲ奉テ悉曇ヲ以テ我カ国ノ語ニ依テ出ル処ヲ一々四十七声母ニワケテ是ヲ同字無キ長歌ニ作り以呂波假名ト名ツク童蒙ノ輩ニ教ヘ始メタラ [中略] 簾中抄ニハイロハ半分ハ弘法ノ作ヤマケフコエテヨリ後ハ護命ト云僧ヨミツ、ケラレタル者ナリト有リ然レトモ東寺第一ノ秘記東寶記東門記東葉記此三部ヲ真言家ニテ三東秘密記トテ甚秘スル事也コレヲ合シテ三東密要トテ二卷有リソレニモ弘法一人ノ撰トス (上)</p>

名)・いろは歌(平仮名)をそれぞれ吉備真備・空海の作としているのは当時の一般論に基づいたものと考えられなくもない⁽¹²⁾。その根拠を彼は割注に示しているが、片仮名の吉備真備制作説については、靈龜二年吉備真備が遣唐使多治比真人県守に従って唐に留学した事、当時師事したのは四門助教趙元黙⁽¹³⁾であった事などを挙げている。また、平仮名の空海制作説については、『簾中抄』(藤原資隆著、平安末期の作)を援用して「前半は空海の作で、後半は釈護命⁽¹⁴⁾の作」と紹介したが、「頓阿(1289~1372)著の『高野日記』と「三東密要」⁽¹⁵⁾ではいずれも空海の作としており、その上出雲神門郡塩冶神門寺に空海の字の真迹があるので、空海の作であるのは明らかである」と述べている。

しかし、【表2】の①-(d)の五十音図の由来に関する記述は一見してこれと矛盾した表現になっている。吉備真備が唐に留学した時師事していたのは四門助教趙元黙であると、唐書に基づいて言いながら、何故「五十母字」は「その師王化言の定めたる」と言うのか、王化言と趙元黙とは、真備の指導においてどういう継続関係にあるのか、また何故最澄・空海二僧の作と言うのか、これは先に述べたいろは歌の空海制作説とはどのような関係があるか等の問題を未考証のまま残している。

新井白石の『同文通考』によれば、片仮名の吉備真備制作説は最初に吉田兼俱の『神代卷抄』に見えるという。ついで白石は所謂「官家芝山宰相殿ノ秘本」である『以呂波声母伝』⁽¹⁶⁾を引き、孝謙天皇の時吉備真備が再び入唐して王化玄(王化言ではない)という人に逢い、日本の語をつぶさに言い聞かせ、王化玄がそれを音に直して安以字等の相通じるような文字を立てて吉備真備に伝え、吉備真備が帰国後更にそれを「或ハ偏ヲ取り或ハ旁ヲ取テ」アイウエオカキクケコのような略字に作りなおしたと述べ、王化玄の事は『類聚国史』に記されていると書いている(【表2】の③-(b)参照)。比較的筋の通った記述であるが、黄遵憲の片仮名真備制作説はどうやらこの『同文通考』に依ったものではない。

その上、いろは歌の空海・護命共同制作説に関する『簾中抄』からの引用は、黄が「前半は空海の作で、後半は釈護命の作」と記しているのに対して、『同文通考』では「簾中抄ニ見ユイロハニホヘトチリヌルヲト云十一字護命ノヨミシニ是ヨリ下ハ大師ノツギシ所ナリト云」となっており、前後の順序が逆になっている⁽¹⁷⁾。

したがって、黄遵憲の仮名文字に関する研究は『同文通考』を依拠しているのではない。それが村瀬栲亭の考証随筆『秋苑日涉』(1807)⁽¹⁸⁾に依っていることは【表2】の②を見れば一目瞭然である。

村瀬栲亭(1746~1818)は江戸時代後期の博識の漢学者であり、特に詩文や書画に長じていたと言われる。『秋苑日涉』の流暢且つ簡潔な漢文のみを見ても、その漢学の造詣の深さが窺える。彼は同書巻二「国音五十母字」の中で、五十音図の発生は勿論、その梵語との関係についても詳細な考証を行っている。【表2】の②からもわかるが、黄遵憲は内容だけでなく言葉の表現や割注にお

いても『秋苑日涉』を踏襲している。片仮名に関する王化言伝授説も、いろは歌の空海・護命共同制作説に関する『簾中抄』からの引用も、この『秋苑日涉』から来たものと見ることが出来る。ただし、『秋苑日涉』は五十音図を中心に論述したものであって、それを踏まえた黄遵憲の論述は、『同文通考』の構成に影響を受けて新たに日本古代文字→漢籍の伝来→新字→片仮名・いろは→五十音図と梵語との関係、という展開を図ったため、割注の位置などを前後し、前述したような矛盾した表現が生まれたことが考えられる⁽¹⁹⁾。

話が少し逸れるが、【表2】の②と③を見れば、村瀬栲亭の五十音図についての説は新井白石の『同文通考』に似通いながら、違いもまた目に付く。彼が白石の『東音譜』を参照したことはその文章に何回も記されている⁽²⁰⁾。同じ文字の研究書であり、そして最も影響が深かった『同文通考』を知らないというのは不自然である。『同文通考』の中の片仮名・いろは歌の由来に関する諸説が『以呂波声母伝』に依っていることは白石自ら明記しているところである。村瀬は片仮名やいろは歌の成立に関して『同文通考』に依ってはならず、それを手掛かりにして直接『以呂波声母伝』に当たったらしい。これは【表2】の④を見れば明らかである。村瀬のいろは歌の空海制作説や『簾中抄』からの引用、片仮名の王化言（王化玄の間違い）伝授説などはいずれも同書に基づいているのである。ただし、『以呂波声母伝』における片仮名の王化玄（王化言ではない）伝授説は、『同文通考』が述べたような、それは吉備真備が再び入唐した時のこと（何によって言っているかは白石が記していない）とはなっていないので、村瀬はそれを引く時、「相伝為吉備朝臣真備。従遣唐使留学。従王化言所定」と言いながら、「抛唐書。則吉備朝臣所師乃趙玄默。而非王化言也」と断り、「豈以化言精於音韻。特受其伝乎」という疑問を残したのである。つまり、彼も王化言という人物に対する考察の手間を省いたのである。因みに、筆者が実際に『簾中抄』（『(改定) 史籍集覧』23所収）を調べてみたところ、『以呂波声母伝』から『同文通考』、更に『秋苑日涉』・『日本国志』へと次々に受け継がれていったといういろは歌に関する所謂護命・空海共同制作説はなかった。

再び黄遵憲に戻ると、彼も『以呂波声母伝』まで考証を進めたとは思われない⁽²¹⁾。和文体の文献よりも先に漢文体の文献をあさった⁽²²⁾彼は、日本語史の研究に際して、『秋苑日涉』から『同文通考』へ、更に『日本書紀』へという資料の探索コースをたどったことが想定できる。おおまかなところは和文体の『同文通考』に影響を受けているものの、具体的な内容の記述になると、むしろ漢文体の『秋苑日涉』や『日本書紀』に依っているところが多い。これは著者の日本語の習熟度による限界とは言えないだろうか。またこれは、黄遵憲の日本研究の基本的な姿勢であるとも言えよう。

4. 五十音図と梵語との関係

五十音図の由来について、黄遵憲が特に注目したのはその梵語との関係であった。彼は同じく『秋苑日涉』の中の「国音五十母字」を依拠しながら次のような内容を述べている。

まず、日本語は五十字母があるが、『書史会要』に載っている天竺の字母も五十で、これは日本語と同じである。また、『悉曇字記』⁽²³⁾によれば、「西域記」にいう梵王の作った「原始垂（悉曇字母）」は四十七言であり、今日本の五十字母はイウエという三音の重複を除けば、これも四十七言である。さらに、『悉曇三密鈔』⁽²⁴⁾が言うには、悉曇字母の四十七字は、その最初の十二字は「摩多」といい、「摩多」は「母」の意で、「韻」ともいう。他の三十五字は「体文」という。今の日本語の五十字母には、アイウエオは「韻」で、梵語の「摩多」のようなものであり、カサタナハマヤラワという九字は声で、梵語の体文のようなものである。「五韻・九声を合わせて十四音になり、この十四音は他の三十音⁽²⁵⁾を生む。したがって、五韻は母であり、九声は父であり、三十六音は子である。その法は梵語と大体同じなので、日本の五十母字は悉曇より出たのはほほ疑いない」と。

以上は日本韻学史にかかわる極めて専門的な発言であり、前掲の嚴安生氏の研究において高く評価されているところでもある。黄が意識的に梵書の「摩多」を日本語のm o t o「本・母」とかかわり合わせて悉曇より出たと説明しているところは、日本言語史における非常に深い問題に論及したものだと言及している⁽²⁶⁾。

数百年にも渡る中国人の日本語の研究史において、これほど詳細に日本語を表記する文字の本原的属性を明らかにしようとしたのは、黄遵憲が初めてである。後に述べる日本語の特徴や現況に対する彼の認識をも含めて、黄遵憲は、中国人の日本語に対する認識を「古今を通じ未曾有の」⁽²⁷⁾レベルに高めたと言及した嚴氏の言葉は、決して言い過ぎではない。

二、日本語の現況考察と黄遵憲の文字観

1. 明治初期の日本語の現況

明治初期は日本語史上の激動期とも言える。黄遵憲はまず当時の文字の使用状況を次のようにとらえている。

日本中古の時代に著された国史は大体漢文を使っていた。仮名が作られてから、漢字に仮名を混ぜて文を成すものもあれば、専ら仮名を以て文を成すものもあるようになった。前者は官庁から商人まで通用する文体であり、後者は普通の庶民や女性に広く用いられる文体である。その方法を更に漢文読法にも発展させて、漢文の書籍ならば皆実字に仮名を振ったり虚字に和語を埋めたりして和訓を付ける。語順が違えば転倒して読む。現在刊行された漢文の書籍で、その脇に付いている一二三及び上中下・甲乙丙等楽譜のようなものは皆転倒して読む時の順序を示すものである。

現在最も通用している漢字仮名交じり文の形成については、次のように説明する。漢文の中の「仁義道德陰陽性命」の類や「職官法律典章制度」の類の語は、皆日本の古い言葉にもととないもので、仮名だけを使えば意味を適切に表現できない。実字は「川と河」の如き、虚字は「永と長」の如き「同義異文」のようなものは、日本では皆同じ読み方で、もし漢字を使わずに仮名だけ使えば、

まるで「以水濟水」の如く何が何やら区別できない。それ故に、仮名を用いながら漢字を混ぜざるをえないのも勢のおもむくところである。

黄遵憲は大要以上のように述べ、漢字は固有の概念を著すことや意味の細かな差を区別して豊かに表現するためには欠かせないものであることをいっているのである。日本語における漢字と仮名の役割をこれほど正確に把握することができた著者の洞察力に敬服するより外はないが、しかし、仮名文字ができてからも漢字が捨てられなかった理由はそれだけではない。漢字はまたその造語力によって、日本の文明開化、特に明治の西欧文物輸入に大いに寄与してきたことは周知の通りである。だが、黄遵憲は当時の英語習得における仮名の便利さ⁽²⁸⁾を指摘していながら、日本の急速な近代化において漢字が果たした役割を無視していたらしい。これは自国の文化の優位を吹聴するためにひたすら漢字を褒め讃える同時代の他の日本研究者とは大いに異なるところであった。

2. 日本語の多様な位相

黄遵憲の目に映った日本語は、その固有の文字史の故に多くの他国の言語と違って多様な位相を呈している。これについて、黄遵憲は次のように述べている。

まず、漢字であるが、漢文が伝わって久しくなると、「誤伝でその義を失うもの」もあり、また「因襲でその間違いを繰り返すもの」もある。それに「御・候・度・様」のような日本に固有に通用する字もあれば、また「軀・拇・畠・柵」のような日本で創造した字もある。このようにして遂に日本特有の「和文（それまでの中国人研究者の日本語に対する「方言」や「土語」、「寄語」という呼称を改め、はじめて日本語を「和文」と認めている点で注目に値する）」を造り上げた。次に、日本語が漢字を用いる法として、一つは「その義を取ってその音を用いず」、もう一つは「その音を用いてその義を取らず」という二つが挙げられ、漢字には訓読みと音読みがあることを指摘している。

さらに、漢字の発音について、「唐の時代の音博士が授けたものは漢音と言ひ、僧徒が習ったものを呉音と言ふ」と記したところは、『藝苑日涉』の「漢音呉音」の説の影響を受けているらしい⁽²⁹⁾。今の士人で漢学に通じる者はしばしば漢音を操り、呉音はおおよそ福建の漳州・泉州、浙江の乍浦の方言音に近いだろうと述べている。「漢音と呉音とが入り交じり、福建語と浙江語とが交じり合い、その上また人によって言うことが異なる」という愚痴に近い言葉から、漢音・呉音まちまちな状況が、当時の黄遵憲たちを相当に困惑させたことが想像できる。

黄遵憲は『雑事詩』の「漢音・呉音・支那音」という詩の注の中で、このような日本語の複雑な状況によってもたらされた日本語習得・日本研究上の難しさに言及している。

市井の庶民は方言（漢語に対して日本語を言う）を用いる者が十人に九人、漢語を用いる者は百人に一人という具合で、その上、知識人の「文言」は語が長くて助詞が多く、平民の簡単な口語とは大分違う。故に「その言葉を理解しようとしても非常に難しい（求通其語甚難）」こと、更に、

字は同じでも発音が違い、語は同じでも読みが違い、字は同じでも意味が違うので、「その文章を訳そうとしてもそれもまた難しい（求訳其文亦難）」ことなどを指摘している。

こういう漢字・漢語の日中両国の意味用法における違いは、当時は勿論、それ以降もずっと中国人の学習者を悩ませる一大障壁であり、同じ漢字だからといって安易に考えることが許されないのである⁽³⁰⁾が、当時の黄遵憲としては、日本語という異文化との直接なぶつかり合いを経験しなければ得られない透徹した認識であったといえる。黄のこうした「正確で透徹した認識（真知灼見）」よりも、後の梁啓超の「功を急ぎ目先の利益を求めた（急功近利）」『和文漢読法』のほうがはるかに影響が大きかったことを、近代の日本語教育にとっての遺憾な回り道であったと、嚴安生氏は述べている⁽³¹⁾。

ところで、黄遵憲の日本語研究は、梁啓超の『和文漢読法』のような実用的で、いったん身につけると能力として転移しやすい方法的なものではないし、また、元々後世の人の日本語習得の便宜を図ってなされたものでもなかったようである。このことについて後述する黄遵憲の文字観において詳しく述べる。

3. 日本語の特徴

黄遵憲は中国語との比較という視点から日本語の特徴を次の四点にまとめている。

(1) 音が少ないこと。日本語の音は四十七しかなく、しかも、この四十七音は支・微・歌・麻の四韻⁽³²⁾を出でず、すべての言葉がこれより生まれる。

四十七音は「支・微・歌・麻の四韻を出でず」という黄遵憲の言い方に、実藤恵秀氏は疑問をもっている⁽³³⁾が、この点も村瀬の『秋苑日渉』から来たものと考えられる。

(2) 語が長いこと。日本語の音はみな意味がなく、必ず三四音か五六音を連続させて初めて意味を成す。音から意を得る泰西字母とは違うが、「同音異義」という法のある中国文字とも違う⁽³⁴⁾。この四十七音ですべての言葉を包摂するというものであるので、重複を避けるために頻繁にその音を変えなければならない。例えば、一つの「我」を言うだけで四つの音（ワタクシ）があり、「尔」を言うのも三つの音（アナタ）が必要である。

(3) 語が長く「助辞（ここでは主として助動詞を指すと考える）」が多いこと。日本の言語は全国統一しているが、上等と下等の二種がある。庶民や商人は簡潔な言葉を好んで使い、語の長いのが嫌いで、しばしば助詞や助動詞を省いたりする。「その言葉には論理性がなく、多くはわからない（其語絶無倫理、多有不可曉者）」。故に士人はそれを卑俗と見なしている。士人の「文言」は皆語が長くて「助辞」が多い。一つの語の「助辞」は多い場合十数字にも達する。この点は知識人の「文言」に限って言ったことが以上からはわかる。庶民の言葉を「絶無倫理」、「多有不可曉者」としていることから、著者の日本語の習熟度や平素接した言語の環境が想像できる。

(4) 「皆目的語を先にし動詞を後にする。また実字を先にし虚字を後にする（皆先物而後事、先

実而後虚)」こと。例えば、「読書」は日本では「書読」と言い、「作字」は「字作」と言う。

これは皆漢文と異なる。

この点は村瀬の言った「凡国語先体後用。漢語先用後体。漢云看花看月。此云花看月看」⁽³⁵⁾と同じ意味である。

黄のこうした日本語の特徴に対する把握は、本人自身の生の認識によるものもあれば、机上の研究から得たものもあることが考えられる。不確かなところもあり、また大まかで且つ表面的な把握に止まっているが、しかし、当時においては、まだこのように全面的に日本語を見るものがなかったので、日本への関心が急速に強まってきた当時の中国人にとってはこれだけでも日本語を知るために相当役立つことがあったであろう。

4. 仮名文字の優越性とその普及

前にも触れたように、黄遵憲の日本語研究は日本語そのものの研究ではない。勿論後世の人の日本語習得を考慮してなされたものでもない。当時の彼は、十数年後の日中文化交流史上初の中国人留日の高潮の到来をまだ予測もできなかったであろう。この点は彼が漢字と仮名文字との合理性を比較した上で得た独自の文字観から察することが出来る。

漢字多有一字而兼数音者、則審音也難；有一音而具数字者、則択字也難；有一字而具数十撇画者、則識字也又難。自草書平仮名行世、音不過四十七字、点画又簡、極易習識。

仮名文字として片仮名のみ紹介したのも、明治の西欧文物輸入に漢字よりも仮名の便利さを強調したのも、漢字に比べて仮名文字の優越を主張したかったためであろう。上に引用したように、漢字には多音字があって音を判断するのに難しい。また同音字が多いので字を選ぶのに難しい。その上、画数が多すぎて字を識るのも難しい。漢字のこういう「三難」に対して、仮名文字は音が四十七に過ぎず、点画も簡単で「習い覚えることが非常にやさしい（極易習識）」。

続けて彼は述べる。この四十七文字は一字一音にして、音も字もあるが、意味はない。数字を連続して語を成せば、すべての方言をここに包摂する。意味が自ずからその中にある。「思うに言語文字が一致して全く障礙ない。これ故に、用いるのが便利であって行なわれることも広い（蓋語言文字合而為一、絶無障礙、是以用之便而行之広也）」ということである。

黄遵憲はいろは四十七文字の「極易習識」を強調すると共に、五十音図の便利さをも説き、ン字の存在にも注目したのである。

ただし、濁音・半濁音の説明を抜きにして「その始めの五つの音はアイウエオで、次はカキクケコである。これに準じて分けると十五の音があり、各音はまた五声を含め、合わせて七十五声になる。」と述べたところは、日本語を知らない人には理解できない。しかし、黄遵憲の文章は日本語や五十音図そのものを紹介するのが目的ではなく、「すべての音を極めることができ」、「鶴・鶏の鳴き声や犬の吠え声、蚊・虻の飛ぶ音、風の音、雷と言えども、皆訳することができる」という仮名

文字の便利さを強調するのが目的であったため、上記の意味記述の不完全さはいささかも彼の見解の表明に支障をきたさなかった。

明治初期の仮名文字の普及の実態について、黄遵憲は次のように記している。

其用之書札者、則自閩里小民、賈豎小工、逮於婦姑慰問、男女贈答、人々優為之。其被之歌曲者、則自朝廷典礼、士官宴会、逮於優人上場、妓女売芸、一一皆可播之声詩、伝之管弦。若俾官小説、如古之栄華物語・源語勢語（源氏物語の間違いと考える）之類、已伝播衆口。而小説家簧鼓其説、更設為神仙仏鬼奇誕之辞、狐犬物異怪異之辞、男女思恋嫖褻之辞、以聳人耳目。故日本小説家言充溢於市、而士大夫間亦用其体、以述往迹紀異。

即ち、仮名文字は、書簡に用いられては田舎の百姓、商人や職人でも、また、嫁姑のあいさつや男女間の贈答においても、みな上手にこれをしたための。歌曲又は歌にされては、朝廷の式典や士官の宴会などにおいて、さらには役者が舞台上演じたり芸者が芸を売る時に、いちいち皆その歌詩を広めたり管弦と共に伝えることもできる。小説ならば、昔の『栄華物語』や『源氏物語』のようなものはすでに広く読まれている。[中略] 故に、日本は小説家が町に溢れ、士人もたまにその文体を用いて往時のことや珍しい出来事を記すことになる。

日本のこういう文字普及の実態が、識字率がまだ10%にも達していなかった当時の中国から来た人の目に如何に素晴らしく映ったかは想像に難くない。

三、黄遵憲の日本語研究の視点

黄遵憲は古学を尊び、自ら日本文字の陋を恥ずかしく思い、日本の漢文訓読法を蔑み、すべての和訓を挙げて廃そうした荻生徂徠等の軽率に対し、「もし日本に仮名がなければ字を識る者はいくばくもなかったであろう。国は広く、文字の用途は無限なのだから、たとえ一二の漢文によく通じる者がいて博士に進んだとしても、彼らはどうして庶民のこまごまと煩わしい日常事まで表現するはずがあるか」と批判している⁽³⁶⁾。

荻生徂徠等の仮名廃棄論に対して、彼は日本の仮名は「東方文教に役立つものが多く有る（有裨於東方文教者多矣）」と高く評価し、「どうして廃してよいものか（庸可廢乎）」と言って強い反発を示している。

また、英仏の例を挙げて、これらの国々はもともとラテン語だけを用いたが、各国はその文字と言語との不一致に悩み、後にそれぞれ自国の音に直して初めて文学の繁栄を迎え、キリスト教も旧約・新約を各国語に訳されてから流行するようになったことを述べ、そこから、彼独自の言語文字論が導き出されている。即ち、「言語と文字が離れば文に通じる者が少ない。言語と文字が合すれば文に通じる者は多い。これ勢いの赴くところである（蓋語言與文字離、則通文者少、語言與文字合、則通文者多、其勢然也）」と言う。

黄遵憲の生きた十九世紀末頃の中国社会は、外国との頻繁な接触によって、自国の文字や文章の難しさが強く意識される時期にあった。そして教育を普及し国民の自覚を高める上での障害はひとえに漢字の難しさにあると考え、文字を平易化しようとする運動が中国南部の沿海地域を中心に進み始めていた。そういう時代の動きを背景に、清末から民国時代にかけて中国史上最初の漢字改革の高まりが現れた⁽³⁷⁾。

その高まりの到来に先駆けて日本にやって来た黄遵憲は、彼特有の感性と見識で日本の仮名文字の発生とその「極易習識」及び普及の有りに注目した。彼は後にはアメリカやヨーロッパにも渡ったが、諸々の外国語の中で、西洋のアルファベットよりも漢字から派生し又漢字の使用の補助となりうる日本の仮名文字のほうが、近代中国の文字改革にとって余程参考とする価値があると判断したのであろう。

黄の日本研究について、彼は何よりもまず、中国民衆への啓蒙ということを考え、清朝体制の変革のコースをさぐっていた。だから、日本語の歴史をたどり、中国語との相違に注目し、特に仮名文字の発生と普及に強い関心をよせていたと今村与志雄氏は述べている⁽³⁸⁾。裏返せば、今村氏の言葉は、黄遵憲の日本語研究も結局清朝体制の変革のコースを探るためだと言い換えることができよう。もっと具体的に言えば、清朝の封建体制を支えた文化の一部である文字の変革のコースをさぐるためであった。この意味において、日本の仮名文字は彼にとって一つのよいモデルであったに違いない。

ところが、中国の文字問題に一步踏み込むと、行間に彼のまず官僚としての体制への配慮が滲み出ている。彼はまず「泰西論者」の口を借りて、「世界の中で中国の文字が最も古く、習うのに最も難しいといい、言語と文字が一致していないともいう」と、中国の文字問題を指摘し、さらに「中国語は蟲魚雲鳥をはじめしばしばその体を変えて後に隸書となり草書となったが、いつかまた一字体を変えてますます簡単となり便利となることを、私がどうして知ろうか」と、自らの望みを婉曲に述べている⁽³⁹⁾。中国文字の一層の簡略化を期待して最後に、「ああ、天下の農工商賈婦女幼稚をして皆よく文字の用に通ぜしめんとすれば、それ、ここに一簡易の法を求めざるをえず」と訴えたところによって、彼は近代中国の文字改革を唱えた最初の一人として、中国の文字改革を研究した大原氏により、中国文字改革史中に位置づけられたわけである⁽⁴⁰⁾。

因みに、近代中国の漢字改革において、その最初を飾るテキスト『一目了然初級』(盧贛章著、1892)の刊行から辛亥革命の1911年までの二十年間に公表された漢字表音化の案は、二十八種類にもものぼるが、その内、日本の片仮名に習って漢字の字形の一部を字母として利用したものは十四種、つまり半数にも達している。ここに早期の黄遵憲の日本語研究を通しての仮名優越論の影響は決して無視できないと考える。

一方、黄遵憲の日本語研究は単に中国の文字変革のコースを探るためのものではない。彼は日本での漢字の借用や仮名文字の発生を通して「窮則変、変則通」の原理を説明しようとしているので

ある。『日本雑事詩』の「定本自序」の中で、創作過程における自らの認識の変化を語る時に、同じことを訴えている⁽⁴¹⁾。

中国では、阿片戦争後、清政府は列強に対抗できる国家としての内実を自らの変革によって実現できず、「天下は危殆に瀕し、朝に夕べを保ちがたい（天下危殆汲汲、朝不保夕）」⁽⁴²⁾という体制崩壊寸前の状態を呈した。言わば「窮」の兆しを露呈していたのである。それに対して、東の一島国にすぎなかった日本は、明治維新を通じて列強による隷属の危機から脱け出し、一躍して西欧列強に対抗できるほどの一大強国となった。中国の知識人にとって、これほど衝撃的なことはなかったであろう。同じ意味において、仮名の発明によって、日本の言語とは「不相比附」の無理に借りた漢字を日本文字の一部分と化し、漢字と仮名を互いに補完させて「用之便而行之広」の漢字仮名交じり文を形成させたという日本文字史の歩みも、黄遵憲の「窮則変、変則通」という観点を更に裏付けたに違いない。「窮則変、変則通」こそ黄遵憲が自らの日本研究・日本語研究を通して、当時の近代化に遅れを取った清政府に最も訴えたかったことではなからうか。それゆえに、彼の思想は当時の洋務派ではなく、後の変法派に通じているのである。これに関しては別稿に論じたい。

むすび

小論は黄遵憲の『日本国志』を中心に、彼の日本語史研究・日本語の現況に対する認識を考察してきたが、その結論を次の三点にまとめることができる。

第1に、黄遵憲の研究は単なる日本語そのものための研究ではなく、清末の漢字改革の動きに一つの参考となるモデルを提供しようとしている。それ故に、彼の日本語史研究は、『秋苑日涉』などを依拠にしながら、より深く立ち入った考証が成されているわけではない。また、自説が論理整合すれば、日本語そのものについての記述は欠けた部分や矛盾した部分があっても無視している。

第2に、仮名文字に研究のポイントが置かれ、仮名文字の優越性とその発生過程に対する詳細な考察を通して、中国の文字改革に寄与せんとするのみならず、もっぱら「祖宗の法制」⁽⁴³⁾を頑に守り続ける清朝の支配者を覚醒させようという著者の意図も含まれている。

第3に、その意図が単に日本語を研究するための研究ではなかったにしても、それを通して初めて解明した日本文字の歴史、日本語の現況、庶民の言葉と士人の言葉との両立、音・語・文の特徴等は、中国人の日本語研究・日本語認識史において画期的な意味を持つものであった。

注：

1. 渡辺三男「吾妻鏡補所引の日本語彙 一校本『海外奇談国語解』一」『駒沢大学文学部研究紀要』第二十号、1962年、P.20参照

2. 『日本語』第二巻第十号、1942、所収
3. 『中国日語教学研究文集5』吉林教育出版社、1994、所収（「中国日語教育草創期初探」に附件1として付いている）
4. 『日本国志』と『日本雑事詩』はいずれも多くバージョンがあるが、本稿では、前者は「上海図書集成印書局本（1898年刊行、鉛版印刷、十冊）」、後者は鐘叔河輯校『日本雑事詩広注』（中国湖南人民出版社、1981、走向世界叢書本ともいう）と実藤恵秀・豊田穰訳『日本雑事詩』（生活社、1943、生活社本ともいう）を、テキストとして使用した。
5. 平田篤胤の『神字日文伝』（1819）には、大和国三輪神庫所蔵の神代文字や鎌倉鶴岡八幡宮・河内国平岡神社等の神代文字の紹介が見えるが、黄遵憲が「鎌倉八幡寺・河内国平岡寺・和州三輪寺」と書いたのは、いずれも中国人の習慣に従って、日本の「神社」を中国の「寺」と同一視したようである。
6. 『日本書紀』の中は「漢高安茂」となっている。詳しいことは同書（《日本古典文学大系67》岩波書店、1968）巻十七P.35参照
7. 前掲の『日本雑事詩広注』（走向世界叢書本[1981]）の六十三首「漢字」の注に「《国史案》云：初教漢文時、悉皆指象以名。而助語虚辞、無象可指；其土語又皆実字在前、虚字在後、与漢文不相応、故教之甚難也（原文は簡体字。繁体字に直したのは筆者）」とあり、実藤・豊田訳の生活社本（1943）はそれを「国史案にいはく、はじめて漢文を教へたときは、すべてみな事物を指して名を教へた。ところで、助語や虚辞には指させるすがたといふものがない。この国の言葉はみな実字が前にあつて、虚字が後にあつて漢文と相応じてゐない。さういふわけで、漢文を教へるのは、大変にむづかしいことである」と訳されていて、いずれも「国史案」に基づくものとしてとらえている。ところが、筆者が調べてみたところ、「国史案」というような論著がなかった。二書の底本となるものは、筆者は見えていないが、およそ『日本国志』のように句読点が付いていないものだと思う。もし、走向世界叢書本の句読点を無視して考えれば、「国史案云」を「国史案ずるにいわく」として理解したほうが妥当かもしれない。
8. 杉本つとむ編『異体字研究資料集成』（雄山閣、1996）一期一卷によれば、『同文通考』自筆本は宝永二年（1705）の成立で、後に新井白蛾（1725～1792）の補校を経て宝暦十年（1760）に刊行されるまで、半世紀の間写本の形で伝えられていたという。本稿は宝暦十年刊行、『新井白石全集』（1906）第四巻所収のものを資料とする。
9. 『日本古典文学大系67』岩波書店、1968、所収
10. 佐藤喜代編『国語学研究事典』明治書院、P.41参照
11. 『日本国志』の「凡例」に、「日本古無志書。近世源光国作大日本史、僅成兵刑二志。蒲生秀実欲作氏族食貨諸志、有志而未就。『備前國志』、已刊行。新井君美集中有田制貨幣考、諸叙亦有目而無書…」とある。今村与志雄氏はその論著「黄遵憲の『日本国志』」（『言語』第三巻八号[1974]大修

館書店) の中で、著者が『読史余編』を参照したらしいと具体的に指摘している。

12. 中世には明魏著の『倭片仮字反切義解』(『国語学大系4』白帝社、1965、所収)があり、近世には芝山広豊口伝・多田義俊記の『以呂波声母伝』(注16参照)や新井白石著の『同文通考』、伴信友著の『仮字本末』などがあって、これらの中ではいずれも同じことを述べている。
13. 新旧唐書には趙玄黙となっている。吉備真備が遣唐使に従って留学のことは宮田俊彦著『吉備真備』に詳しい。
14. 「釈」は僧の姓のようなものである。
15. 注16に掲げてある『以呂波声母伝』によれば、「三東密要」は二巻があり、それが東寺第一の秘記である「東寶記」・「東門記」・「東葉記」の三部を指す。真言家において「三東秘密記」とも言われるほど非常に大切にされたものである。
16. 本稿が資料として使用したのは西尾市岩瀬文庫(同文庫の神尾氏の多大のご協力を受けたことに感謝する)所蔵の写本で、表紙には「芝山廣豊門傳・多田義俊著」という巻頭があり、巻末には「右以呂波聲母傳者、官家芝山宰相(相の間違いと考える)廣豊卿(多田義俊が師事していた芝山重豊の父)極秘之口傳也、日本古今之記録以是考合、為初学之定所也、甚雖為秘事、因門人小林氏強請、不能固辞、筆授之、漫不許他見矣 于時延享三年(1746)九月中旬 多田兵部源義俊書(句読点を付けたのは筆者。以下同様)」と記されている。さらに丁を改めると「従五位上藤原隆光、文化四丁卯年九月上旬従父公給之」という字句が目につく。つまり、門人の「強請」に応じて、多田義俊がその師の芝山家から極秘に口伝されたものを写して伝授し、さらにそれが藤原隆光という人に伝えられ、そして現在は西尾市岩瀬文庫に所蔵されるに至ったのである。1725年没の新井白石はこの多田義俊記の『以呂波声母伝』を見たはずはない。しかし、彼が見た所謂「官家芝山宰相殿ノ秘本」は、この多田義俊が芝山家から口伝された原本と同一のものかもしれないことが、【2】の③と④を見れば推測できる。
17. 前掲『以呂波声母伝』では、「簾中抄ニハイロハ半分ハ弘法ノ作ヤマケフコエテヨリ後ハ護命ト云僧ヨミツ、ケラレタル者ナリト有り」となっている。新井白石はここで写し間違えたと考えられる。
18. 『日本随筆全集』第一巻、国民図書株式会社、1927、所収
19. 【表2】の①と②の【五十音図】という項目を比較して見ればわかるが、黄遵憲の片仮名に関する王化言伝授説には、『秋苑日涉』のほうに見える「扞唐書。吉備朝臣所師乃趙玄黙。而非王化言也」の中の断定的な表現である「而非王化言也」が落ちている。これは黄が王化言という人物に対する考察の手間を省くための意図的な所為と考えられる。また、『秋苑日涉』は五十音図と梵語との関係の成立を説明するため、延暦の時(唐の貞元年間)伝教・空海二僧が遣唐使に従っ

て留学し梵僧に悉曇学を授けてもらった(前掲『日本随筆全集』第一巻P.414)ことを挙げたのだが、それが五十音図と梵語との関係ということにどうつながっているかを説明していない。五十音図は伝教・空海の作とも言っていない。黄遵憲はそれを五十音図は伝教・空海二僧の作だと誤解したと思える。

20. 前掲『日本随筆全集』第一巻 P.414, P.418参照

21. 理由の一つは、王化玄を王化言とした村瀬の間違いを、黄遵憲がそのまま受け継いでいること、もう一つは『以呂波声母伝』は注16に述べたように長い間秘本とされていて、今でも写本(版本がない)だけあって、簡単に目にするものではないこと。

22. 実藤恵秀・鄭子瑜編校の『黄遵憲与日本友人筆談遺稿』(早稲田大学東洋文学研究会出版、1968)の中に、来日してから半年後、戊寅(1878年)六月十六日の黄遵憲と石川鴻斎との対話が次のように記されている。

公度：大日本史有紀伝而無表志。欲考典章、必於志乎。僕急急欲得如史志諸書覽之、恨其不知也。

鴻斎：日本外史初卷有引書標目、僕不悉記、請在館中示之耳。

公度：各史所引書目、多和文者、僕意欲得漢文者耳。

23. 唐の智広が著した古代悉曇研究の代表的なもの。梵字の解説の面において、「最も要を得たもの(前掲『国語学研究事典』P.472)」として日本人に大いに迎えられ、近世まで長い間研究・講読・学習の材料とされていた。

24. 近世の悉曇学の代表的な著書の一つ。浄嚴著、天和二年(1682)刊行

25. 原文は「以五韻九声合為十四音、則生其他三十音」となっており、その「三十音」の中にはヤ行のキエとワ行のイウエが数えられていないと考えられる。

26. 前掲『中国日語教学研究文集5』[1994] P.378

27. 前掲『中国日語教学研究文集5』[1994] P.369

28. 同じく卷三十三「學術志二・文学」に「近多習英文、其地名・人名・事名・物名概以此訳音、亦殊便也」とある。

29. 『秋苑日涉』(前掲『日本随筆全集』第一巻[1927]所収)卷之二「漢音吳音」に「日本書紀曰。持統天皇五年九月壬申。賜音博士唐統守言薩弘格等。銀二十兩。〔注略〕続日本紀曰。寶龜九年十二月庚寅。玄蕃頭從五位上袁晉卿賜姓請村宿禰。晉卿唐人也。天平五年。〔注略〕從遣唐使來歸。時年十八九。通爾雅文選音。因授大學音博士。職員令曰。音博士二人。掌教音。御註曰。延曆十一年。詔明經之徒習音。十七年詔。諸讀書用漢音。勿用吳音。〔中略〕政事要畧載興福寺維摩會緣起曰。太政大臣黷疾病。百濟尼法明誦維摩經問疾品于山階寺。誦未訖。其疾頓愈。或曰。法明以吳音誦維摩經。後人讀佛經用吳音。蓋始于此。」とある。

30. 劉建雲「二年級総合日語教学法初探」(前掲『中国日語教学研究文集5』[1994]PP.267-278)

を参照

31. 前掲『中国日語教学研究文集5』[1994] P.380
32. 漢字古韻の中の四つで、上平の四支と五微、下平の五歌と六麻を指す。
33. 前掲実藤恵秀・豊田穰訳『日本雑事詩』(生活社本、1943) P.120
34. 中国語の音節はあわせて四百ぐらいいもあるが、漢字は原則として単音節(一字一音)のものであるので、同音異義、つまり一つの音に多くの字が当てはまるのが普通である。例えば、qin という音で四声を考えなければ秦・親・侵・勤・琴・禽等のような常用語だけでも十数個はある。実は日本語の中でも「ハシ」に橋・箸というような「同音異義」の例もあるが、中国語ほど普遍性をもっていないから、黄遵憲はここで無視したのであろう。
35. 前掲『日本随筆全集』第一巻 P.439
36. 原文は「昔者物茂脚輩倡為古学、自愧日本文字之陋。謂必去和訓而後能為漢文、必習華言而後能去和訓。其於日本顛倒之読錯綜之法鄙夷不屑。謂此副墨之子洛誦之孫、必不能肖其祖父。又謂句須丁尾塗拊字句以通華言、其禍甚於侏儻鳩舌。意欲舉一切和訓廢而棄之、可謂豪傑之士矣。然此為和人之習漢文者言文章之道、未嘗不可。苟使日本無假名、則識字者無幾。一國之大、文字之用無窮。即有一二通漢文者、其能進博士以書驢券召鯁生而談狗曲乎? 雖工亦奚以為哉?」となっている。今村与志雄氏はその「黄遵憲の『日本国志』」(『言語』第三卷八号、大修館書店[1974.8])という論文の中で、黄遵憲は「荻生徂徠が漢文訓読法に反対して、中国語として解釈し鑑賞し批評することを提唱したことを紹介し、これを激賞していた」と誤解している。
37. 大原信一「文字改革」 貝塚茂樹・小川環樹編『日本語の世界3・中国の漢字』中央公論社、1981、P.338
38. 前掲今村P.715
39. 原文は「泰西論者謂五部洲中、以中国文字為最古、学中国文字為最難、亦謂言語文字之不相合也。然中国自蟲魚雲鳥、屢變其体、而後為隸書為草書。余烏知夫他日者不又變一字体為愈趨於簡愈趨於便者乎」となっている。
40. 前掲大原信一P.339 参照
41. 「余所交多旧学家、微言刺譏、咨嗟太息、充溢于吾耳。雖自守居国不非大夫之義、而新旧同異之見、時露于詩中。及閱歴日深、聞見日拓、頗悉窮變通久之理;乃信其改從西法、革故取新、卓然能自樹立」とある。つまり、明治維新の経験は彼に「窮變通久」の道理を教えたわけである。
42. 1889年1月17日康有為によって西太后・光緒帝へ提出した上奏文である「門災告警請行実政而答天戒折」(『戊戌変法前後一康有為遺稿』上海人民出版社、1986、所収)を参照
43. 同上